

周産期病などをしっかりチェックできるように除籍理由コードを変更して、早くも1年が経過しようとしています。除籍理由は、検定農家の皆さんが検定時に検定員にしっかりと伝達しなければ正確な検定になりません。検定牛を除籍する際には、その理由を適用例に従って記録しておきましょう。

新しい検定成績表(様式A、B)では、この除籍理由を年間集計しており、皆さんの牛群で発生している疾病状況を知ることができます。除籍理由は単純ではありますが、最も身近に牛群の健康管理を行うことのできる情報です。

除籍理由の適用例について

コード	新	旧	具体的な適用例
5 0	乳用売却 (酪農家へ転出)	乳用売却	売却先でも搾乳されることを期待される牛の売却による除籍（個体販売）、搾乳施設の不足などにより健康な牛を売却した場合を含む
5 1	乳房炎	} 乳器障害	乳房炎、体細胞数の高い牛の淘汰
5 2	乳房炎以外の乳器障害		乳器損傷、乳房浮腫などによる淘汰
5 3	繁殖障害		卵巣のう腫、胎盤停滞、子宮内膜炎、双子分娩などにより、結果として受胎しない牛の淘汰
5 4	肢蹄の故障 (運動器病)	} 疾病等で売却	骨折、脱臼、蹄葉炎、蹄底潰瘍、蹄球びらん、趾間腐乱、蹄球炎などによる牛の淘汰
5 5	消化器病		第四胃変位、ルーメンアシドーシス、鼓脹症、ケトーシスなどによる淘汰
5 6	起立不能		乳熱、低カルシウム血症、ダウンナーなどによる淘汰、分娩時以外の起立不能も含む
5 8	低能力		低乳量、低乳成分による淘汰、悪癖を持つ牛や気性の荒い牛の淘汰を含む
5 9	死亡	斃死	突然死、選択肢にない疾病（伝染病、遺伝病、寄生虫、白血病など）によりと畜処分した牛を含む
廃止	—	その他	（「その他」による除籍理由の報告は、廃止します）

※ ハンディターミナルの機種により、新しい除籍理由を報告できない場合があります